

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	「蝦夷爵」考
Author(s)	菊池, 達也
Citation	史学研究 , 306 : 1 - 20
Issue Date	2020-07-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055697">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055697</a>
Right	
Relation	



## 「蝦夷爵」考

菊池達也

### はじめに

文武朝を画期として、律令国家は列島南北端への支配拡大の志向性を強め、武力行使をともなう強硬な政策を実施した<sup>①</sup>。そして大宝年間に薩摩国・多禰島を、和銅五(七二二)年に出羽国を、翌年に大隅国を設置、その後も建郡を行い、そこに住む人々・土地を把握するなどして集権化を進めていった。

(菊池) 考  
ここで注意すべきは、こうした流れを国家対「夷狄」というように、二項対立的に捉えてはならないという点である。夷をもつて夷を撃つ<sup>②</sup>という律令国家の対蝦夷政策があったことからわかるように、列島南北端に居住する人々は常に一枚岩であったわけではない。むしろ国家に協力する者も存在したのである。一般的に、律令国家の版図拡大政策は「征

討」のように力で抑え込むイメージが強いかもしれないが、決してそれだけでなく、「夷狄」と位置づけた人々を懐柔し、あるいは提携しながら支配を広げていったのである。

律令国家の進出策を以上のようにみていったうえで重要になるのが、位階の授与である。これから論じていくように、律令国家は「夷狄」とみなした人々に対し、文位や勲位といった律令制的な位階を授けることがしばしばあった。この律令位階は身分の序列を示すだけでなく、例えば文位を保有する者は、原則として位に相当する官職に就けた。また、位に応じて位田・位封・位禄・季禄などが支給、税も免除されて経済の特典が得られるとともに、五位以上の者にはその子孫に叙位がなされる制度もあった。「夷狄」とみなされた蝦夷や隼人などの場合、史料上では外位あるいは勲位が授けられることが多く、内位を得ている者は比較的少数であり、また五

位以上の文位を有する者もさほど多くなかったが、しかしこの制度が彼ら(とくに首長層)にとつて魅力的で帰服に繋がっていた可能性も否定できない。したがって、律令国家の版図拡大政策を考える際には、位階の解明が不可欠と思われるのである。

以上のような関心のもと、本稿で取りあげてみたいのが、律令国家が蝦夷に与えていた「蝦夷爵」である。「蝦夷爵」は『延喜式』や六国史などにみられる第一等から第六等まで続く令制外的な爵であり、それに応じて禄の支給を受けられるといった経済的特典があった。ただし文位とは異なり官位令に記載がなく、考選法による定期的な昇叙の機会や、官職との対応的な相当関係もなかった(そもそも「蝦夷爵」保有者のなかに令制下の官職に就いている者が存在しない)。さらに、高い爵位を持つ者の課役免除や、子孫に対する律令位階「蝦夷爵」の授与などの特典に関しても史料から見出すことができない。

この「蝦夷爵」については、板橋源氏<sup>(9)</sup>、野村忠夫氏<sup>(10)</sup>、高橋崇氏<sup>(11)</sup>、平野卓治氏<sup>(12)</sup>、河原梓水氏<sup>(13)</sup>らによって考察がなされ、すでに明らかになっていることも多い。しかしこれまでの「蝦夷爵」の理解には、いまだ検討の余地が残されていると思われ。そこで本稿では「蝦夷爵」の再検討を行ってみたい。

なお本稿では、古代東北に居住していた広義の蝦夷を指す場合には蝦夷と表記する。一方、史料上で「蝦夷」「蝦狄」「夷」「狄」などと記され、本来の部族性・集団性を維持したまま

帰服した「俘囚」とは区別される狭義の蝦夷を示す時には、鉤括弧を付して「蝦夷」と表記する<sup>(14)</sup>。

## 一 「蝦夷爵」をめぐる諸問題

本章では、再検討を行っていく前に、「蝦夷爵」を取りあげた従来の研究を俯瞰していき、その問題点をまとめたい。

最初に「蝦夷爵」関連史料を確認しておきたい。「蝦夷爵」は『延喜式』と、『日本書紀』を除く六国史に記述がある。

史料一

賜蕃客一例

(中略)

蝦夷第一等、布十六端、第二等、布十五端、第三等、布十三端、第

四等、布十端、第五・第六等、布各八端。

俘囚外五位、絹三疋・綿十屯、外六位、准第二等、外七位、准第三等、外八位、准第四等、外初位、准第五等、訳語人有位、准当位、無位、布一端、六位已下村長綿七屯。

(『延喜式』大藏省式賜蕃客例条)

史料二

凡諸夷入朝給<sub>レ</sub>禄者、第一等<sub>二</sub>純六疋・綿十二屯・布十二端、

第二等以下、等別減<sub>二</sub>純一疋・綿二屯・布二端<sub>一</sub>。即参<sub>二</sub>

向皇朝、准<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>給。自餘不用<sub>二</sub>此式<sub>一</sub>。

(『延喜式』式部省式上夷禄条)

まず史料一は、「蕃客」の帰国に際してなされる賜禄の規

「蝦夷爵」考（菊池）

定である。<sup>⑤</sup> 中略部分に大唐皇・渤海王・新羅王以下、それぞれの国の使節の構成員に対して与える禄があり、そのあとに「蝦夷」と「俘囚」に対するものが記されている。この規定によれば、第一等の「蝦夷」には布一六端を授け、以下、第二等、第三等と低くなるにつれて、支給物の数量が減らされている。また「俘囚」は、外五位を持つ者には絹三疋と綿一〇屯を与えることになっているが、外六位から外初位の場合、「蝦夷」の第二〜五等に準ずる決まりになっている。

次に史料二は、「夷」（「蝦夷」）が入朝した場合にたまたま禄の規準である。史料一に比べて支給物の種類・数量ともに多く、第一等には緇六疋、綿一二屯、布一二端を、第二等以下は漸次減らして与えることになっていた。

続いて六国史にみられる「蝦夷爵」を確認したい。『日本書紀』を除く六国史には、九記事に合計九人の「蝦夷爵」保有者（重複する保有者一人）が登場する。表一は、彼らをまとめたものである。ここから第一〜三、五等の「蝦夷爵」を持つ者が実際に存在したことがわかる。

以上の史料を用いながら、これまでも「蝦夷爵」について検討が加えられてきた。管見の限り「蝦夷爵」を最初に専論で考察したのは板橋源氏である。氏は関連史料を整理したうえで、政府は蝦夷のうち順化の進んだ者を「俘囚」、次を「夷俘」とよび、「蝦夷爵」は後者を懐柔するために授けた経済的特権をとまなう国家的栄爵とした。そして「夷俘」に「蝦夷爵」を、「俘囚」に律令位階を授け区分したのは、律令位

階が官位相当制であるため順化の程度が問題となり、「夷俘」にはそれをたまたまうわけにはいかなかったと指摘した。<sup>⑥</sup>

また野村忠夫氏は律令勲位制を考察する過程で「蝦夷爵」に着目し、「蝦夷爵」は「蝦夷の内民化における初段階において、各部族の「蝦夷（夷俘）」としての首長への叙爵形態であり、その内民化の進展によって「俘囚」として把握される段階になって、令制内の勲位・外位の授与にいたった」とした。<sup>⑦</sup>

高橋崇氏は「蝦夷爵」の成立について

表1 「蝦夷爵」保持者一覧

和暦	西暦	月	日	条	内容	出典
靈龜元年	715	10	29	丁丑	陸奥「蝦夷」 <b>第三等</b> 邑良志別君宇蘇弥奈が香河村に郡を設置することを申請する。	続紀
宝龜9年	778	6	25	庚子	<b>第二等</b> 伊治公咎麻呂らに外従五位下を授ける。	続紀
延暦11年	792	11	3	甲寅	「蝦夷」爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀らを朝堂院で饗応し、 <b>爵第一等</b> を授ける。	類国
延暦23年	804	1	15	辛卯	「夷」 <b>第一等</b> 浦田臣史闡離に外従五位下を授ける。	後紀
延暦24年	805	3	6	乙亥	播磨国「夷」 <b>第二等</b> 去返公嶋子に浦上臣を賜姓する。	後紀
弘仁5年	814	2	10	戊子	「俘囚」荒樞の騒乱で功績のあった「夷」 <b>第一等</b> 遠胆沢公母志に外従五位下を授ける。	類国
弘仁11年	820	3	7	己酉	<b>一等</b> 爾散南公阿波蘇に外従五位下を授ける。	類国
天長10年	833	2	20	丁丑	私稲を「弊民」に提供した筑後国「夷」 <b>第五等</b> 都和利別公阿比登に従八位上を授ける。	類国
承和2年	835	6	27	辛丑	「逆類」に従わなかった「俘囚」 <b>第二等</b> 宇漢米公何毛伊らに外従五位下を授ける。	類国

律令位階制実施の前後とし、それまでの冠位制から律令位階制への切り替えに際して、①旧冠位有位者の律令位階制への移行措置、②今後の新規授位者の扱いが問題となり、蝦夷を「蝦夷」と「俘囚」に大別したうえで、①については「俘囚」として外位を、②については「俘囚」に外位、「蝦夷」に「蝦夷爵」を適用したと論じた。<sup>20)</sup>

平野卓治氏は従来の見解を穏当なものとしたうえで、「蝦夷爵」の意義・機能を考察した。そして、宝亀五(七七四)年以前の八世紀代に饗宴の場を媒介として授与された「蝦夷爵」は、天皇と「蝦夷」との位置関係を示し、そこに「小帝国」たる秩序と構造を体现させ参加者に感得させる機能があった。その一方、「蝦夷爵」を有する「蝦夷」の首長層が都城―国府・「城柵」の重層的な諸儀礼の場において、律令位階には包摂されない自らの差別・排除された位置を感得し、積極的な貢納・奉仕による身分上昇を希求させられることで、「蝦夷」を国家的支配へ包摂する一つのクッションにする意義があったとした。<sup>21)</sup>

河原梓水氏は、従来の研究が前提としている「蝦夷」よりも「俘囚」のほうが親国家的で「公民」に近いとする見解が近年否定されているため、「蝦夷」と「俘囚」の叙位形態の違いは順化の程度では説明できないとした。そして、「現地官人が征夷の状況に即した円滑な対応を行うため、現地の裁量で運用可能な位階が必要とされた結果として」「蝦夷爵」が成立したとし、「蝦夷爵保持者が文位を授かるのは、その

馴化が進んだからではなく、征夷進行中に蝦夷爵を授かった者が、後に改めて正式な位階を授かる過程と考えれば理解しやすい」と論じた。<sup>22)</sup>

以上、「蝦夷爵」に関連する諸研究を取りあげてきた。しかし、これらの理解には二つの問題がある。一つは、「蝦夷爵」がどのような人物に対して授けられたのかという点である。

これまでは史料一から、「蝦夷」には「蝦夷爵」が、「俘囚」には文位が与えられると考えられてきた。しかし河原氏は、六国史には「蝦夷」「夷」と表記されながらも文位を持つ者、「俘囚」とされながらも「蝦夷爵」を保有する者が存在する点を重視した。

表二は「蝦夷」の文位保持者の事例をまとめたものである。<sup>24)</sup> 例えば天平九(七三七)年の記事にみられる遠田君雄人は、「田夷」、すなわち農耕を生業とする「蝦夷」とされている。しかし、この時点ですでに文位を授かっており、「蝦夷」は「蝦夷爵」というわけではなかったことがわかる。また、表二に取りあげた他の者も同様で、「田夷之姓」を持ついたり、「夷」とされたりしながらも文位を保有している。こうした事例が従来問題視されてこなかったのは、九世紀半ば以降になると史料上で「夷」「俘」の使用が曖昧となり、「俘囚」身分が変質すると捉えられてきたためである。しかし河原氏も述べている通り、雄人の事例は八世紀段階のものであるため「俘囚」身分の時期的変化の結果とはいえない。このように考えると、なぜ「蝦夷」とされながらも文位を持つて

表2 「蝦夷」の位階保持者の事例

和暦	西暦	月	日	条	内容	出典
天平9年	737	4	14	戊午	奥羽連絡路建設の際、「田夷」遠田郡領外従七位上遠田君雄人を「海道」に派遣する。	続紀
延暦9年	790	5	5	庚午	遠田郡領外正八位上勲八等遠田公押人、「田夷之姓」の改姓を求め、遠田臣を賜姓される。	続紀
弘仁3年	812	1	26	乙酉	「夷」外従五位上宇漢米公色男・外従五位下爾散南公独伎ら、節会に参加するために入京することを許可される。	後紀
天安2年	858	5	19	己卯	近江国「夷」外従八位下爾散南公沢成を「夷長」として把笏を許す。	文徳
貞観9年	867	1	8	己酉	近江国「夷」外従六位下爾散南公河羅に外従五位下を授ける。	三代

いたのか、換言すれば、「蝦夷爵」がどのような人物に対して与えられていたのかを見直す必要がある。

もう一つは「蝦夷爵」がなぜ創出されたのかという点である。従来の見解をみると、板橋氏、野村氏、高橋氏、平野氏と、河原氏の理解の間には大きな隔りがある。すなわち前者は、「俘囚」に比べ順化、あるいは内民化が進んでいなかった「蝦夷」に与えられたものが「蝦夷爵」であり、そうした「蝦夷」と「俘囚」を差別するため、また、「蝦夷爵」を持つ「蝦夷」の首長層に身分上昇を希求させるために設定され機能したと論じている。それに対して河原氏は、このような理解を否定し、中央の許可なしには位階を与える権限のなかった陸奥・出羽国の官人が、「征夷」を遂行する際に現地でも運用可能な位階を必

要としたため成立したと考えている。

この河原氏の説は、その根底に古垣玲氏の理解がある。古垣氏は、「蝦夷」(「夷」)・「俘囚」(「俘」)の語を姓名に冠した人物を検証し、地名+君(公)姓を持ち、現地で地縁的結合を保ったまま服属した者が「蝦夷」、部姓、とくに吉弼侯部姓を持ち、地縁関係を失って個別に律令国家の支配下に置かれた者が「俘囚」であると論じた<sup>(25)</sup>。つまり「蝦夷」と「俘囚」の相違は、帰降した際の地縁的結合の有無にあるのであり、河原氏はこの点から「蝦夷と俘囚の叙位形態の違いを馴化の程度で説明することは困難」とした。この古垣氏による「蝦夷」「俘囚」の定義は、現在では「地縁的結合」ではなく部族的集団性の有無が両者の違いと考えられており、一部修正がなされているものの通説化している。したがって「俘囚」が「蝦夷」よりも順化・内民化が進んでいたことを前提とするこれまでの理解は、研究段階に規定された問題点とみなすことができ、河原氏が指摘したように古垣説を踏まえ再検討する必要がある。

ただし一方で、河原説も成立しがたいと考えている。まず、氏は陸奥・出羽国の官人が「蝦夷」に叙位を行ったことを示す史料に記載がある「位」「位階」について、「蝦夷爵」を指す史料は存在しない。しかし「蝦夷爵」を「位」「位階」と明記する史料は存在しない。したがってこれを「蝦夷爵」であると断言するのは難しい。また「蝦夷爵」の「中央での授与は原則的には無かった」としている点も問題であろう。これにつ

いて氏の積極的な論拠は、文位は授与の記事をとまなう場合が多いのに対し、「蝦夷爵」は授与行為を示す能動的な事例がほぼ皆無という点のみである。つまり官位令に記載のない「蝦夷爵」は、勅授・奏授・判授といった律令制的手続きに縛られず運用され、陸奥・出羽国の現地官人の裁量によって与えられたがゆえに史料上に残らなかったと推定しているのだが、根拠としてはやや弱いように思える。

しかも朝廷で「蝦夷爵」が与えられた事例はある。

### 史料三

饗<sup>二</sup>陸奥夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀、俘囚吉弥侯部荒嶋等於朝堂院<sup>一</sup>。阿波蘇・隱賀並授<sup>二</sup>爵第一等<sup>一</sup>、荒嶋外從五位下。以<sup>レ</sup>懷<sup>レ</sup>荒也。詔曰、蝦夷爾散南公阿波蘇・宇賀米公隱賀、俘囚吉弥侯部荒嶋等、天皇朝<sup>亦</sup>參上仕奉<sup>号</sup>、今者己<sup>一</sup>国<sup>亦</sup>罷去<sup>天</sup>仕奉<sup>半</sup>止<sup>号</sup>。白<sup>止</sup>聞食行<sup>号</sup>、冠位上賜<sup>比</sup>、大御手物賜<sup>久</sup>止<sup>宣</sup>。又宣<sup>久</sup>自<sup>母</sup>今往前<sup>伊</sup>佐乎<sup>之</sup>仕奉<sup>波</sup>、益々<sup>須</sup>治賜物<sup>曾</sup>止<sup>宣</sup>大命<sup>乎</sup>聞食<sup>止</sup>宣。

〔類聚国史〕卷一九〇延暦二一（七九二）年

一二月甲寅（三日）条

右の史料は、「陸奥夷俘」（陸奥の「蝦夷」と「俘囚」の総称）である「蝦夷」爾散南公阿波蘇と宇漢米公隱賀、「俘囚」吉弥侯部荒嶋が朝堂院で饗応され、阿波蘇と隱賀が「蝦夷爵」第一等を、荒嶋が外從五位下をたまわったものである。ここから「蝦夷爵」が中央でも授けられていたことが確認できるが、河原氏はこの件を例外としている。氏が指摘したように、

これが定期的なものであったとはいえないが、しかし、「蝦夷爵」唯一の授与事例を例外とするのはいかがなものか。また次の史料も「蝦夷爵」の授与を示すと考えられる。

### 史料四

御<sup>二</sup>東院<sup>一</sup>、賜<sup>二</sup>宴於侍臣<sup>一</sup>。饗<sup>二</sup>文武百官主典已上、陸奥蝦夷於朝堂<sup>一</sup>。賜<sup>二</sup>蝦夷爵及物<sup>一</sup>、各有<sup>レ</sup>差。

〔統日本紀〕神護景雲三（七六九）年

正月丙戌（二七日）条

史料四は、踏歌の節会に参加した「陸奥蝦夷」が朝堂院で饗応を受け、「蝦夷爵及物」をたまわったと読める。河原氏は「爵」がすなわち「蝦夷爵」を示すかどうかは定かではなく、律令位階と同義で用いられる場合もあるとしているが、素直に文字通り解釈すれば、「蝦夷爵」が中央でも与えられていたとみなせる。また史料三と同じく、「蝦夷爵」を授けられた場が朝堂院での饗応である点をあわせて考えると、むしろ史料四は「蝦夷爵」と理解すべきであろう。

このように、これまでの研究は「蝦夷爵」の授与対象者を明らかにできておらず、また、創出の意義について意見がわかれ、かつその理解にも問題がある。そこで章を改めて、再検討を行いたい。

## 二 「蝦夷爵」授与対象者について

本章では、前章で指摘した二つの研究史的課題のうち、「蝦

夷爵」授与対象者について検討してみたい。

考察を進めるにあたって、まず確認しておかなければならないのが、先掲した史料一の解釈である。蝦夷研究では、これまで長い間、「蝦夷」「夷」「俘囚」「夷俘」など史料上に登場する広義の蝦夷を指し示す多様な表記の検討がなされてきた。そうしたなかで史料一は、「蝦夷」と「俘囚」を明確に区分した記述となっているため注目され、先述したように原則的に「蝦夷」には「蝦夷爵」が、「俘囚」には文位が授与されたと考えられてきた。

しかしこの理解はやや正確さを欠くように思える。すなわち史料一は、「蝦夷」の第○等には何を、「俘囚」の外○位には何を授けるのかとするもので、禄をたまたう時の基準の規定である。言い換えれば、「蝦夷」には「蝦夷爵」を、「俘囚」には文位を授けることを定めたものではない。こうした記載があることから推察すると、「蝦夷」に「蝦夷爵」、「俘囚」に文位が授けられるケースは多かつたのであろう。しかし、仮に実際に「蝦夷」が文位を持っていたとしても、あるいは「俘囚」が「蝦夷爵」を保有していたとしても、史料一はあくまで禄を授ける際の基準の規定であるため問題はないのである。したがって、「蝦夷爵」授与対象者を検討する際には実態から考察する必要がある。以上のように理解したうえで、蝦夷の文位・勲位・「蝦夷爵」保持者の実例を分析してみたい。

ここで、それらを保有した蝦夷をまとめた表三を使用しながら考えていきたい。なお分類の項は、「蝦夷」「夷」とさ

れた人物で「蝦夷爵」を保有する者をa、文位を持つ者をb、「俘囚」(「俘」)とされた人物のうち「蝦夷爵」を保持する者をc、文位を持つ者をdとした。また「蝦夷爵」を保有する者に文位が授けられた場合、アルファベットを矢印で結んだ。まず表三のうち、文位・勲位・「蝦夷爵」と名前の項に注目したい。文位・勲位・「蝦夷爵」の項で網掛けになっているのは「蝦夷爵」を含む者、太字は勲位を示した。律令位階や「蝦夷爵」が授けられた場合には矢印でそれをあらわした。また名前の項の網掛けは、吉弥侯部(吉弥侯・吉美侯)姓を持つ者であり、改姓があつた場合には矢印で示した。

「蝦夷爵」について、この二つの項目からわかることは次の三点である。第一に、「蝦夷爵」を持つ者が、同時に文位や勲位といった律令位階を授かっていない点である。これは、「蝦夷爵」と律令位階の対象者が、それぞれ厳密に区別されていたことを示している。

第二に、律令位階を持つ者が「蝦夷爵」を授与される事例はない点である。「蝦夷爵」を持つ者に文位を授けたのが六例、勲位のみ保有する者に文位を与えたのが七例、文位を有する者に文位を加えたのが一一例あることから考えると、おそらく律令位階を持つ者に対し「蝦夷爵」を授けることはなかったであろう。

第三に、吉弥侯部姓を有する人物は「蝦夷爵」を授与されていない点である。先述したように吉弥侯部は「俘囚」に与えられた代表的な姓である。表三にあげた五六人(四人重複)

#### 〔蝦夷爵〕考(菊池)

表3 「蝦夷」「俘囚」の文位・勲位・「蝦夷爵」保有者一覧

No	分類	文位・勲位・「蝦夷爵」	名前	理由	居住地	身分・官職	出典	条文
1	a	第三等	邑良志別君宇蘇弥奈	—	陸奥国香河村	「蝦夷」	統紀	靈龜元年10月丁丑条
2	b	外従七位上	遠田君雄仁	—	陸奥国遠田郡	「田夷」・領	統紀	天平9年4月戊午条
3	d	外少初位上勲七等	大伴部押人	—	陸奥国牡鹿郡	「俘囚」	統紀	神護景雲3年11月己丑条
4	a→b	第二等→外従五位下	伊治公誓麻呂	①	—	「蝦夷」カ(※1)	統紀	宝龜9年6月庚子条
5	b	外従五位下	伊治公誓麻呂	—	陸奥国上治郡	「蝦夷」カ(※1)・大領	統紀	宝龜11年3月丁亥条
6	b	外正八位上勲八等	遠田公押人→遠田臣	—	陸奥国遠田郡	「田夷」・領	統紀	延暦9年5月庚午条
7	d	→外従五位下	吉孫侯部真麻呂	②	陸奥国	「俘囚」	類国	延暦11年11月甲寅条
8	d	→外従五位下	大伴部宿奈麻呂	②	陸奥国	「俘囚」	類国	延暦11年10月癸未朔条
9	a	→第一等	爾散南公阿波蘇	②	陸奥国	「蝦夷」「夷俘」	類国	延暦11年11月甲寅条
10	a	→第一等	宇漢米公隱賀	②	陸奥国	「蝦夷」「夷俘」	類国	延暦11年11月甲寅条
11	d	→外従五位下	吉孫侯部荒嶋	②	—	「俘囚」	類国	延暦11年11月甲寅条
12	d	外従五位下	吉孫侯部真麻呂	—	—	「俘囚」	類国	延暦14年5月丙子条
13	—	勲六等	吉孫侯部子成→雄谷	—	摂津国	「俘囚」	類国	延暦22年4月乙巳条
14	—	勲六等	吉孫侯部押人→雄谷	—	陸奥国	「俘囚」(※2)	類国	延暦22年4月乙巳条
15	a→b	第一等→外従五位下	浦田臣史闍羅	×	—	「夷」	後紀	延暦23年正月卯条
16	a	第二等	去返公嶋子→浦上臣	—	播磨国	「夷」	後紀	延暦24年3月乙亥条
17	d	→外従五位下	吉孫侯部小金	①	陸奥国	「俘」	後紀	弘仁2年4月丁卯条
18	b	外従五位上	宇漢米公色男	—	—	「夷」	後紀	弘仁3年正月乙酉条
19	b	外従五位下	尔散南公独伎	—	—	「夷」	後紀	弘仁3年正月乙酉条
20	d	勲六等→外従五位下	吉孫侯部奈伎字	×	—	「俘」	類国	弘仁5年正月丁卯条
21	d	→外従五位下	吉孫侯部麻須	×	—	「俘」	類国	弘仁5年正月丁卯条
22	d	→外従五位下	吉孫侯部弓雄奈	×	—	「俘」	類国	弘仁5年正月丁卯条
23	a→b	第一等→外従五位下	遠胆沢公母志	①	出雲国	「夷」	類国	延暦5年12月戊子条
24	d	勲六等→外従五位下	吉孫侯部誓子	×	—	「俘囚」(※2)	類国	弘仁7年3月丙戌条
25	a→b	第一等→外従五位下	爾散南公阿波蘇	×	—	「蝦夷」カ(※3)	類国	弘仁11年3月乙酉条
26	d	→少初位下	吉孫侯部衣良由	③	豊前国	「俘囚」	類国	天長5年閏3月乙未条
27	d	→従六位上	吉孫侯部良佐閑	③	豊後国	「俘囚」	類国	天長5年閏3月乙未条
28	d	勲十一等→(三階)	吉孫侯部長子	④	尾張国	「俘囚」	類国	天長6年6月丙子条
29	d	勲八等→従八位上	吉孫侯部江岐麻呂	④	越中国	「俘囚」	類国	天長6年7月丙申条
30	d	→外従八位下	吉孫侯部佐津吉	④	安芸国	「俘囚長」	類国	天長8年11月己亥条
31	d	→外少初位下	吉孫侯部軍麻呂	④	安芸国	「俘囚」	類国	天長8年11月己亥条
32	a→b	第五等→従八位上	都和利別公阿比登	③	筑後国	「夷」	類国	天長10年2月丁丑条
33	—	勲五等	吉孫侯字加奴→物部斯波連	—	—	「俘囚」	統後	承和2年2月己卯条
34	—	勲五等	吉孫侯志波字志→物部斯波連	—	—	「俘囚」	統後	承和2年2月己卯条
35	—	勲五等	吉孫侯億可太→物部斯波連	—	—	「俘囚」	統後	承和2年2月己卯条
36	c→d	第二等→外従五位下	宇漢米公何毛伊	①	—	「俘囚」	類国	承和2年6月辛丑条
37	d	従八位下→外従五位下	爾散南公志礼初	①	—	「俘囚」	類国	承和2年6月辛丑条
38	d	外従八位上勲五等→外従五位下	吉孫侯部加保	①	陸奥国	「俘囚」	類国	承和3年3月甲子条
39	d	勲九等→外従五位下	伴部子羊	①	陸奥国	「俘囚」	類国	承和3年3月甲子条
40	d	勲五等→外従五位下	吉孫侯部東人麻呂	①	—	「俘囚」(※2)	類国	承和5年正月乙酉条
41	d	→外従五位下	吉孫侯部玉岐	①	—	「俘囚」(※2)	類国	承和5年正月乙酉条
42	d	勲六等→外従五位下	夷守志為奈	①	—	「俘囚」(※2)	類国	承和5年3月丙子条
43	d	→外従五位下	深江牧子	①	—	「俘囚」(※2)	類国	承和5年3月丙子条
44	d	外従六位下→外■五位下	宇漢米公毛志	①	—	「俘囚」(※2)	類国	承和5年11月丁卯条
45	d	→外従五位下	物部斯波連字寶奴	①	—	「俘囚」(※4)	統後	承和7年3月戊子条
46	d	外従七位下→外従五位下	尔散南公延多孝	①	近江国蒲生郡	「俘囚」	統後	承和14年4月癸卯条
47	d	外従八位下→外従五位下	宇漢米公阿多奈磨	①	近江国蒲生郡	「俘囚」	統後	承和14年4月癸卯条
48	b	外従八位下	爾散南公沢成	—	近江国	「夷」	文徳	天安2年5月己卯条
49	d	正六位上→従五位下	吉孫侯黄海	×	出雲国	「俘囚」	三代	貞観元年8月25日戊申条
50	d	→(三階)	吉美侯酒田麻呂	④	常陸国茨城郡	「俘囚」	三代	貞観4年5月10日丁丑条
51	d	外従八位下→外従五位下勲五等	伴部建麻呂	×	陸奥国	「俘囚」	三代	貞観7年5月16日丙申条
52	b	外従六位下→外従五位下	爾散南公河羅	×	近江国	「夷」	三代	貞観9年正月8日己酉条
53	d	外正六位下→外従五位下	深江三門	①	出羽国	「俘囚」	三代	元慶3年正月13日癸卯条
54	d	外正八位下→外従五位下	大勝法天	①	出羽国	「俘囚」	三代	元慶3年正月13日癸卯条
55	d	→外従五位下	玉作正月丸	①	出羽国	「俘囚」	三代	元慶3年正月13日癸卯条
56	d	外正六位下→外従五位下	遠胆沢公秋雄	×	近江国	「俘囚」	三代	元慶4年11月3日癸丑条

※1 史料11で誓麻呂は「夷俘」とされているので「蝦夷」として扱う  
 ※2 類聚国史190風俗部俘囚に記載があるため「俘囚」として扱う  
 ※3 No.9と同一人物であるため「蝦夷」として扱う  
 ※4 史料上には「俘夷」とあるが、No.33と同一人物であるため「俘囚」として扱う

のうち、吉弥侯部姓が二三人と多数であるにもかかわらず「蝦夷爵」を一人も保有していない。これは「俘囚」に対する「蝦夷爵」の叙爵が基本的になかったことを示すのではないだろうか。このように考えた時、それに当てはまらないのが次の記事 (No.36) である。

#### 史料五

俘囚第二等字漢米公何毛伊・従八位下爾散南公志礼初、並授「外従五位下」。賞「其不」<sup>29</sup>「逆類」也。

〔『類聚国史』巻一九〇承和二（八三五）年

六月辛丑（二七日）条〕

「俘囚」第二等字漢米公何毛伊と従八位下爾散南公志礼初は外従五位下を授けられた。史料五をそのまま読みとると、「俘囚」であつても「蝦夷爵」を持つ場合があつたといえる。

しかし、すでに板橋氏が指摘しているが、この「俘囚」の表記は「夷俘」の誤記・誤伝の可能性がある。先掲した史料三では「陸奥夷俘」である「蝦夷」と「俘囚」に対し、それぞれ「蝦夷爵」と文位が授けられた。この記事を参考にする<sup>29</sup>と、史料五で「蝦夷爵」を持つ何毛伊が「蝦夷」、文位を保有する志礼初が「俘囚」であるならば、史料三と同様に彼らをまとめた表現で、条文最初に「夷俘」の語があつたとしても不思議ではない。誤記・誤伝とすることに躊躇いはあるが、表三の分類の項の網掛けになつてゐる部分のみでわかるように、「俘囚」で「蝦夷爵」を保有する人物（c）は五六人中、わずかに一人しかおらず、a・b・dの多さと比べて明らか

に少ない。この点から考えると、少なくとも原則としては、「俘囚」に「蝦夷爵」を与えることはなかつたと考えるべきだろう。

次に理由の項をみてみたい。この項目は叙位・叙爵がなされた理由を四つに大別し示したものである。戦いの功績や反乱への不参加を褒賞されている場合には①、蝦夷の懐柔、あるいは蝦夷自身が懐柔され帰順した場合は②、食糧などの提供の場合③、善行の場合④とした。なお、叙位・叙爵がなされても史料に理由が記載されていないものにはバツ印をつけた。

「蝦夷爵」授与の理由がわかる記事はNo.9・10（史料三）の一件しかないため、その全体像をつかむことはできない。ただし「以<sup>レ</sup>懐<sup>レ</sup>荒也」とあり、「蝦夷」の阿波蘇と隠賀は俘囚の荒嶋によって懐柔され帰順したことがわかる。この点から、懐柔され帰順したことが「蝦夷爵」を与える一つの要因になつていたとわかる。

続いて居住地と身分・官職の項に着目したい。居住地が網掛けになつてゐるのは陸奥・出羽国以外の諸国に居住する者である。よく知られているように、蝦夷は列島各地に移配されてゐた（史料上、当初は主に「俘囚」とされてゐる者が移配されるケースが多かつたが、途中から狭義の「蝦夷」も移配されるようになった。以下移配された広義の蝦夷を移配蝦夷とよぶ）。移配先は『延喜式』主税式上で「俘囚料」<sup>30</sup>が計上されている三五ヶ国と、計上がないものの『倭名類聚抄』

#### 〔蝦夷爵〕考（菊池）

に記載されている「俘囚郷」「夷俘郷」という地名や六国史の記事などから移配があったと判断できる一〇ヶ国、計四五ヶ国が知られている。

移配蝦夷が移住先でどのような生活を送っていたかは時代によって変遷があり、とくに宝亀五(七七四)年から弘仁二(八一)年にかけて生じていた三八年戦争によって、彼らの支配方式は全国的に画一化されていった。この九世紀初頭以降の移配蝦夷に対する政策を簡単にまとめると、政府は移配地で「俘囚計帳」とよばれる帳簿を作成し、彼らを登録・管理するよう求めた。そして彼らに対し季節ごとに饗宴をたまい、毎年、時服・禄物などを支給した。また口分田を授けたが、授与から少なくとも六年が経過するまで田租を免除し、さらに移配蝦夷本人からの調庸も免除していた。飢饉の際には平民と同様に賑給を行い、加えて、彼らが移配地で「夷俘」とよばれ差別を受けていたことに対し、それを禁止し官位・姓名で呼称するよう命じた。このように政府は、移配蝦夷を優遇して東北へ帰ることを望まないようにする一方、最終的には彼らの風俗を変え、「公民」と同じように「編戸民」としていった。

さて、この移配蝦夷に対しては位を授ける場合ほとんどが律令位階であり、またNo.26・27・29・32・49にみられるように、陸奥・出羽国に居住する蝦夷と比べて内位を持つ者が多いのが特徴である。しかし一方で「蝦夷爵」保持者も三例ある。

#### 史料六

播磨国夷第二等去返公嶋子賜姓浦上臣。

〔『日本後紀』延暦二四年三月乙亥(六日)条〕

#### 史料七

夷第一等遠胆沢公母志授外従五位下。以討出雲叛俘之功也。

〔『類聚国史』卷一九〇弘仁五年二月戊子(二〇日)条〕

#### 史料八

筑後国夷第五等都和利別公阿比登叙従八位上。輸私稲資弊民也。

〔『類聚国史』卷一九〇天長一〇(八三三)年二月丁丑(二〇日)条〕

史料六は、播磨国に移配されたと考えられる「夷」で第二等を持つ去返公嶋子に浦上臣姓が与えられた記事である(No.16)。史料七は、出雲国で「俘囚」荒糧が騒乱を起こし、その鎮圧に功績があった「夷」で第一等を有する遠胆沢公母志に外従五位下を授けたものである(No.23)。また史料八には、筑後国に移住したと考えられる「夷」で第五等を保有する都和利別公阿比登が、私稲を「弊民」に提供したため従八位上を授けたとある(No.32)。

これらの記事および表三からわかるのは、まず、移配地においても「蝦夷爵」を持つ者がいたこと、そして移配地では「蝦夷爵」授与の事例がないことである。史料が少ないため判断が難しいが、こうした実例から考える限り、史料六〜八

に記された者たちは移住する以前から「蝦夷爵」が授けられていたと推測できよう。

続いて身分・官職の項が網掛けになっているのは郡司である。表三のうち郡司は三人確認でき、いずれも文位を持っている。

史料九

遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日、到陸奥国多賀柵。与鎮守將軍從四位上大野朝臣東人共平章。且追常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野等六国騎兵惣一千人。聞、山海兩道夷狄等、咸懷疑懼。仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人一遣海道、差婦服狄和我君計安墨一遣山道、並以使旨慰諭、鎮撫之。（後略）

史料一〇

〔続日本紀〕天平九年四月戊午（一四日）条  
陸奥国言、遠田郡領外正八位上敷八等遠田公押人款云、己、既洗濁俗、更欽清化。志同内民、風仰華土。然猶未免田夷之姓、永貽子孫之恥。伏望一同民例、欲改夷姓。於是、賜姓遠田臣。

史料一一

陸奥国上治郡大領外從五位下伊治公皆麻呂反。率徒衆、殺按察使參議從四位下紀朝臣広純於伊治城。広純、大納言兼中務卿正三位麻呂之孫、左衛士督從四位下宇美

之子也。宝亀中出為陸奥守、尋轉按察使。在職視事、見稱幹濟。伊治皆麻呂、本是夷俘之種也。初縁事有嫌、而皆麻呂匿怨、陽媚事之。広純甚信用、殊不介意。又牡鹿郡大領道嶋大楯、每凌侮皆麻呂、以夷俘遇焉。皆麻呂深銜之。時広純建議造覺齋柵、以遠戍候。因率俘軍一入、大楯・皆麻呂並從。至是、皆麻呂自為内応、唱誘軍而反。先殺大楯、率衆圍按察使広純、攻而害之。（後略）

〔続日本紀〕宝亀十一年三月丁亥（二二日）条

史料九は奥羽連絡路の建設を目指していた遣陸奥持節大使藤原麻呂の報告であり、そのなかで、「田夷」遠田郡領外從七位上遠田君雄人が「海道」（現在の宮城県北部、牡鹿半島の海沿いの地域）に派遣されたところ（No.2）。ここからわかるように雄人は麻呂や大野東人に協力しているが、すでに文位を持っている。領とは二里（郷）以上三里（郷）以下で構成されている小郡における郡司の長官である。『養老令』選叙令郡司条によれば、任官時に下郡（四里以上の郡）以上の郡司の長官である大領には外從八位上、次官である少領には外從八位下を授けることになっている。雄人はこの規定よりも高い位を有しているが、少なくとも郡司への選任によって文位を授けられたのは間違いない。

史料一〇は遠田郡領遠田公押人の賜姓記事である（No.6）。押人はすでに国家に従っているにもかかわらず「田夷之姓」を持ち続けており、子孫の恥となるため「夷姓」を改めるよ

う申請し、遠田臣姓を与えられた。

これら二つの記事に出てくる遠田郡は一般的に蝦夷郡とよばれている郡の一つである。蝦夷郡とは、史料上にあらわれる蝦夷の「村」(詳細は後述。蝦夷村とよぶ)の族長をそのまま郡司として登用した郡と考えられている。<sup>(43)</sup>今泉隆雄氏によれば、八世紀の蝦夷郡は令制郡の成立要件である①郡司による官司機構、②郡家の施設、③編戸に基づく里(郷)編成の三点のうち、①②を備え、③編戸が目指されていたため、その一部には令制郡の成立条件を満たすものもあつたとされている。<sup>(44)</sup>

また遠田郡に関連する史料をみていくと、例えば弘仁三年には、陸奥国遠田郡人勲七等竹城公金弓ら三九六人が遠田公押人と同じように、子孫の恥となるため「田夷之姓」を変更して「公民」となし、それまで支給されてきた禄を停止し「課役」を負担することを申請し、それが認められている。したがって、遠田郡には「田夷之姓」を持ち(しかも郡司も保有)、「課役」を負担せず禄の支給を受けた人々が存在していた。

続いて史料一は伊治公些麻呂の乱に関する記事である。この騒乱は、宝亀一一年に伊治城で些麻呂が按察使の紀広純と陸奥国牡鹿郡大領の道嶋大楯を殺害し、その後、伊治城、多賀城が焼け落ちた事件である。

本稿で注目したいのは、まず、この時些麻呂が陸奥国「上治郡」の大領であり、外従五位下の文位を持っていた点(No.5)、さらに、些麻呂がもともと「夷俘之種」であつたとい

う点である。些麻呂については「蝦夷爵」を保有していたことを示す記事もあるが(No.4)、この点に関しては後述するため、ここでは彼が郡司で、その時点では文位を持っていたことを確認するにとどめたい。

このように「田夷之姓」を持ち、また「課役」を負担せず、禄の支給を受けた人々が少なくとも存在していた蝦夷郡ではあるものの、史料上では、そこで郡司に任命された「蝦夷」に文位が授けられていたことがわかる。

最後に、表三の居住地の項のうち、唯一の「村」出身とする事例(No.1)に注目したい。

#### 史料一

陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言、親族死亡、子孫数人、常恐<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>狄徒抄略<sub>一</sub>乎。請、於<sub>二</sub>香河村<sub>一</sub>、造<sub>二</sub>建<sub>レ</sub>郡家<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>編<sub>レ</sub>戸民<sub>一</sub>、永保<sub>二</sub>安堵<sub>一</sub>。又蝦夷須賀君古麻比留等言、先祖以来、貢<sub>二</sub>獻<sub>レ</sub>昆布<sub>一</sub>。常採<sub>二</sub>此地<sub>一</sub>、年時不<sub>レ</sub>闕。今国府郭下、相去道遠、往還累<sub>レ</sub>旬、甚多<sub>二</sub>辛苦<sub>一</sub>。請、於<sub>二</sub>閑村<sub>一</sub>、便建<sub>二</sub>郡家<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>於<sub>レ</sub>百姓<sub>一</sub>、共率<sub>二</sub>親族<sub>一</sub>、永不<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>貢。並許<sub>レ</sub>之。

(『続日本紀』靈龜元(七一五)年

一〇月丁丑(二九日)条)

「蝦夷爵」第三等を持つ陸奥「蝦夷」の邑良志別君宇蘇弥奈らは「狄徒」に襲われることを恐れ、居住する「香河村」に郡家を設置し「編戸民」とすることで「安堵」を保つよう申請し、それが認められたことがわかる。また同じ記事には、

代々昆布を貢納していた「蝦夷」須賀君古麻比留らが、宇蘇弥奈と同様、「閉村」に郡家を建て「百姓」と同じくするところが許されたとある。

史料一二にみられる「香河村」「閉村」は先述した蝦夷村である。「村」とは、六国史や各国の『風土記』などのなかで東北以外の地域でも確認できるものであり、編戸と関係のない実質的な共同体で、かつ、郡または郷の下級組織として国家が認めた公的組織と考えられている。したがって蝦夷村も基本的には一般の「村」と同様ではあるが、史料一二などから律令制支配の外にあつて郡制や里(郷)制、編戸が施行されておらず、国家が「蝦夷」本来の部族的集団をそのまま公的なものと認めたとされている。史料一二ではこうした蝦夷村が蝦夷郡として再編成されたことがわかる。

また次の記事も「香河村」「閉村」と同じように蝦夷村が蝦夷郡とされた事例である。

史料一三

陸奥国言、部下田夷村蝦夷等、永俊二賊心、既従二教諭一。

請、建二郡家于田夷村一、同為二百姓一者、許レ之。

〔続日本紀〕天平二年正月辛亥(二二六日)条

この記事にみられる「田夷村」は史料九・一〇で取りあげた遠田郡のことだと考えられている<sup>50</sup>。着目したいのは、この「田夷村」に郡を設置する際、そこに住む「蝦夷」を同じく「百姓」となすとしている点である。この表現は史料一二にある建郡時の「同<sub>二</sub>於百姓<sub>一</sub>」「為<sub>二</sub>編戸民<sub>一</sub>」と通じる。また、似

たような記述がみられるものとして、『続日本紀』には「陸奥蝦夷等、請<sub>下</sub>賜<sub>二</sub>君姓<sub>一</sub>同<sub>中</sub>於編戸<sub>上</sub>。許<sub>レ</sub>之」という記事もある<sup>51</sup>。さらに、時期はさかのぼるが、斉明朝に実施された阿倍比羅夫による北方「遠征」の記事によれば、「淳代郡大領」に任命した沙尼具那に対し「檢<sub>二</sub>覈蝦夷戸口、与<sub>二</sub>虜戸口<sub>一</sub>」とあり、戸口の調査を命じている。加えて東北の事例ではないが、大宝二(七〇二)年の薩摩・多禰への「征討」記事においても、軍事衝突ののち「遂校<sub>二</sub>戸、置<sub>レ</sub>吏焉」とあり、「吏」(官人)を置き「戸」(戸口)を校べるとある。

一つひとつの記事をそのまま読みとると、記述が短いため具体的に何が行われたかわかりにくい。しかしこれらを総合してみていくと、郡(郡家)を設置すると官人(郡司)を任命し、そこに住む人々を調査・把握し、またその過程で賜姓・編戸を行って彼らを「百姓」と同じとしたのではないだろう<sup>52</sup>か。

以上のような理解が可能であるならば、史料一二に登場する「蝦夷爵」を持つ邑良志別君宇蘇弥奈は、この時点まで、これまでみてきたような支配がなされていない領域<sub>二</sub>蝦夷村<sub>一</sub>に居住していたと考えられる。

さて、表三のうち蝦夷村に住む者について明確に示す事例はこれのみである。しかし、それを推測できそうな人物が伊治公皆麻呂である。

史料一一にあげたように、皆麻呂は外従五位下の位を持っていた。しかし、この文位は宝龜九年に授けられたもので、

それ以前は「蝦夷爵」第二等を保有していた(No.4)。ここで考えたいのが皆麻呂の居住地である。彼の姓から推測すると、おそらく彼は伊治地域に勢力を持つ蝦夷の族長であろう。重要なのは次にあげた史料からわかるように、この地もまた、もともと郡に編成されていない蝦夷村であったと推測される点である。

#### 史料一四

浮岩百姓二千五百餘人置陸奥国伊治村<sup>一</sup>。

(続日本紀) 神護景雲三年六月丁未(二一日)条)

皆麻呂はその九年後に「蝦夷爵」から文位に変更されているため、やや期間があくことになるが、次のように考えられるのではないだろうか。すなわち、もともと蝦夷村である陸奥国伊治村の族長であった皆麻呂は、すでに「蝦夷爵」を授けられていた。皆麻呂になぜ与えられていたかについては記されていないためよくわからない。ただし先述した「蝦夷爵」の授与事例(史料三、No.9・10)から察するに、懐柔を受け伊治村の蝦夷とともに帰服した可能性がある。そしてそのあと、陸奥国伊治村は郡に編成されることになったのであろう。遅くとも史料一一に「陸奥国上治郡」とあるように、宝龜一一年までにはそれが完了していた。

また、文位が授けられた『続日本紀』宝龜九年六月庚子(二五日)条に「征戦有レ功者」とあり、同五年あたりから断続的に蝦夷との間で生じていた戦闘で功績をあげたため外従五位下が与えられた。この段階で皆麻呂が郡司であったか否かは

記事に書かれていないためよくわからない。しかし先述したように、郡司である「蝦夷」に対して「蝦夷爵」が授けられるケースはないので、少なくとも宝龜九年六月から同一年三月までの間(皆麻呂に文位が授けられたのとはほぼ同時に上治郡も設置されたか)に、皆麻呂は大領として任用されたのではないだろうか。

このように考えると「蝦夷爵」保有時の皆麻呂も蝦夷村出身であり、しかも、その後居住地が郡に編成された頃、文位に変更されたと読みとれる。

以上、表三を使用しながら、蝦夷の文位・勲位・「蝦夷爵」保持者の実例を分析してきた。その結果を羅列すると以下の通りである。

- ① 「蝦夷爵」と律令位階の対象者は厳密に区別されていた。
- ② 律令位階を持つ者に「蝦夷爵」を与えることはない。
- ③ 原則的に「俘囚」に対して「蝦夷爵」を授けることはない。
- ④ 「蝦夷爵」を与える理由の一つに、懐柔され帰服したことがあげられる。なお史料上では、朝堂院で饗応した際に「蝦夷爵」を授与したことが確認できる。
- ⑤ 「蝦夷」に対しては「蝦夷爵」を与える場合もあるが、律令位階を授けることもある。
- ⑥ 移配蝦夷は律令位階を持つケースが多い(外位だけでなく内位保持者も存在する)。また、移配蝦夷に対して律令位階を授けることはあっても、「蝦夷爵」を与えるこ

とは史料上確認できない。

⑦ 一方で、移配蝦夷で「蝦夷爵」を保有する人物も存在する。⑥から推測すると、移住する以前にすでに「蝦夷爵」を授かっていたと考えられる。

⑧ 郡司はいずれも文位を授かっている。逆に「蝦夷爵」保有者で令制下の官職に就いている者は存在しない。

⑨ 蝦夷村に住む者は「蝦夷爵」を持つている傾向がある。

一方で、伊治公皆麻呂のケースから判断する限り、居住する地域が郡に編成された頃、律令位階を与えられる。

このようにみていくと、「俘囚」に対して文位・勲位といった律令位階を授けるという点はこれまでの理解通りでよいと考えられるが、「蝦夷」には「蝦夷爵」を与えるという点は通説では説明がつかないことがわかる。それでは「蝦夷爵」はどのような「蝦夷」に対して授けたものであったのだろうか。

注目したいのは⑥と⑨である。まず⑥の移配蝦夷は、先述したように九世紀初頭には移配先で「俘囚計帳」に登録され、最終的には「編戸民」とされていた。換言すれば、彼らは国家によって把握がなされた人々であり、次に彼らに対して位が授けられる時には律令位階が与えられていた。これを⑨にも当てはめてみたい。郡に編成されていない蝦夷村に住み、未編戸で「百姓」と認められていない国家による把握が不十分な「蝦夷」に対しては「蝦夷爵」が授けられた。それに対し、村が郡によって編成され「編戸民」とされた「蝦夷」に

は律令位階が与えられていた。

つまり「蝦夷爵」は、部族的集団性を保った状態にある「蝦夷」のうち、国家による把握が十分になされていない者のなかで、懐柔され帰服した者に対して与えられたと考えられるのである。

### 三 「蝦夷爵」創出の意義

本章では、もう一つの研究史的課題である「蝦夷爵」創出の意義について考えてみたい。

前章では「蝦夷爵」授与対象者について検討し、郡に編成されていない蝦夷村に住み、未編戸で「百姓」と認められていない国家による把握が不十分な「蝦夷」が、懐柔され帰服した場合に与えられたのが「蝦夷爵」であると論じてきた。

この検証結果から考えると、板橋氏、高橋氏、野村氏、平野氏が述べたように、文位・勲位といった律令位階を持つ者に比べ、「蝦夷爵」を授けられた者は政府からみれば順化、あるいは内民化が進んでいなかったと考えざるを得ない。したがって「蝦夷爵」創出の意義について板橋氏、高橋氏、野村氏、平野氏の理解は、「蝦夷」と「俘囚」の差別化という説明の部分で、把握がなされていない「蝦夷」と、それが行われていた「蝦夷」「俘囚」の差別化と置き換えれば妥当と考えられる。

このように、本論の見解は従来の理解を根本的に改めるも

のではない。ただし私見では、「蝦夷爵」創出の意義についてももう少し掘り下げて捉えることができるように思える。

そのために触れておかなければならないのが次の二点である。一点目は、「蝦夷爵」成立以前、蝦夷に対して冠位が授けられていたことである。高橋氏や平野氏が論じたように、七世紀代の蝦夷は相対的に低くはあるが一系列的な冠位制に包摂されていた。ところが八世紀に入り大宝律令が制定されると、冠位制から律令位階制へと切り替えられ、それにもない律令位階とは別系統の「蝦夷爵」が作り出されたと考えられている<sup>⑤4</sup>。

二点目は、「蝦夷爵」保有者と同様、未編戸で「百姓」と認められていない「諸蕃」の使者、すなわち新羅使や渤海使に対しては文位が授けられていた点である。平野氏によれば、この位階の授与は、都城（朝堂院）における「饗宴」の場という天皇との共有空間に天皇制・律令国家の「小帝国」たる秩序と構造を具現化させるためのものであり、位階はそのための一つの装置として機能したと考えられている<sup>⑤5</sup>。

それではなぜ、八世紀初頭に律令位階とは別系統の「蝦夷爵」を新たに設定しなければならなかったのだろうか。そしてなぜ「諸蕃」の使者には、「蝦夷爵」のような令制外的な爵を授けなかったのであろうか。「蝦夷爵」創出の意義を考えるうえで、これらの点は踏まえる必要がある。

ここで重要と思われるのが「蝦夷爵」が創出された時期が、「征討」という手段をとって支配強化が目指されるようにな

る転換期にあたるという点である。別稿で論じたように、少なくとも史料上では、列島南北端に対する政策は天武朝頃から共通性がみられるようになる。そして、それらの地域で生活する諸集団との間にそれまでの王権が培ってきた各関係性は均質化されるようになり、蝦夷・隼人・南島人らは「夷狄」とみなされるようになる。ただしこの段階では、まだ武力行使も辞さない強硬な政策が実行されていなかったが、文武朝を画期として展開されるようになった<sup>⑤6</sup>。つまり「蝦夷爵」をあえて設定した背景には、版図の拡大という国家的課題があったといえる。

この点を念頭に置くと、「蝦夷爵」が創出された頃、「征討」によつて部族的集団性を保った「蝦夷」や、それを失った「俘囚」が服属する場面が多くなったことは想像に難くない。そして彼らは、その後徐々に律令制に基づく支配を受け入れていったと考えられる。しかし一方で、このような支配に取り込まれていない「蝦夷」も少なからず存在していた。「蝦夷」のなかには、史料一二・一三にみられる香河村、閑村、田夷村の「蝦夷」のように、律令制的支配の外側にありつつも律令国家に協力的な集団と、そうではない集団がいたのである。こうしたなか、協力的な彼ら（とくにその首長層）を褒賞し、さらなる協力を引き出すことで、支配の拡大を実現しようとしたのではないだろうか。ゆえに位階を授けようとしたと推測される。しかしながら彼らに律令位階を与えるわけにはいかなかった。なぜならば、授与者はこれらの位を得ると同時

に、律令制の枠組みのなかに居場所が制度的・身分的に確保され律令に基づく権利や義務なども受けることになるのだが、実際には支配の枠外の存在であったためである。だからこそ、この八世紀初頭という時期に令制外的な「蝦夷爵」が必要とされたと考えられるのである。

このことを言い換えると、「蝦夷爵」を授かった彼らは、律令国家にとってみれば予定している国家秩序への包摂がまだまだなされていない存在であったので律令位階を与えられなかった。以上のように理解すれば「諸蕃」の使者に位階を授与した理由も説明できよう。すなわち、彼らに対しては編戸を実施し「百姓」とすることをそもそも想定していなかった。

求めていたのは、饗宴の場という限られた空間のなかで、国家の秩序に彼らを包摂することであった。したがって新羅使・渤海使が饗宴に参加した時点でその目的を達成しているものであり、その証として彼らには律令位階を授けた。しかし蝦夷に対しては、このような饗宴の場だけでなく、彼らの居住空間も支配することを目指していたのはこれまで述べてきた通りである。つまり、それを貫徹できておらず、秩序のうちに取り込めていない彼らには律令位階を与えるわけにはいかなかったのである。

#### 考 (菊池) 「蝦夷爵」

要するに、八世紀初頭に律令位階とは別系統の「蝦夷爵」を設定したのは、文武朝を画期として律令制支配の拡大を強く志向した結果、その外側に存在する協力的な「蝦夷」を褒賞し彼らからさらなる協力を得て「蝦夷」を国家の枠組みに

編成しようとしたから、そしてその一方で、協力的な彼らを国家の秩序に包摂しきれていなかったためだと考えられるのである。

#### おわりに

以上「蝦夷爵」について、これまでの研究の問題点を整理したうえで、とくにその授与対象者と創出の意義を、古垣氏の「蝦夷」「俘囚」の定義に沿いつつ、八〜九世紀における蝦夷の文位・勲位・「蝦夷爵」保持者の実例を分析することで考察してきた。

従来「蝦夷爵」は、「俘囚」に比べ国家に対する順化や内民化が進んでいなかった「蝦夷」に与えられた令制外的な爵、あるいは、中央への奏聞を経ずに陸奥・出羽国の現地官人の裁量で授けられたものと考えられてきた。しかし本稿で論じたように、「蝦夷」に対しても律令位階が授けられる場合があり、また、中央で「蝦夷爵」を授与した反例もあるので、これらの理解には問題がある。むしろ実態をみていく限り、郡に編成されていない蝦夷村に住み、未編戸で「百姓」と認められていない国家による把握が不十分な「蝦夷」が、懐柔を受け帰服した場合に与えられたのが「蝦夷爵」だといえる。そして、こうした「蝦夷爵」が創出されたのは、文武朝を画期として律令制支配の拡大が強く志向された結果、その外側に存在する協力的な「蝦夷」からさらなる協力を引き出し「蝦夷

夷」を国家の枠組みに編成しようとしたため、そして、その協力的な「蝦夷」をいまだ国家の秩序に取り込むことができず、律令位階を与えるわけにはいかなかったからだと考えられる。つまり、版図の拡大を進めていくなかで必要とされたものであったといえよう。このように考えると、律令国家が東北へ進出していく過程で「蝦夷爵」の果たした役割の重要性を改めて認識できるのである。

註1) 拙著『律令国家の隼人支配』(同成社、二〇一七年)。

(2) 永山修一「隼人の戦いと国郡制」(同『隼人と古代日本』(同成社、二〇〇九年))。

(3) 『続日本紀』和銅五(七二二)年九月己丑(二三日)条。

(4) 『続日本紀』和銅六年四月乙未(三日)条。

(5) 『日本三代実録』元慶二(八七八)年九月五日丁酉条。

(6) 蝦夷や隼人が文位を授けられる場合に外位が多いことは、後掲する表三で、蝦夷のうち文位を授かっている者の多数が外位を有している点からも明らかである。ただし、例えば従五位下曾乃君多利志佐(『続日本紀』天平勝宝元(七四九)年八月癸未(二二日)条)のように、内位を保有する者(元々は外位保有者であったが、この時に内位を与えられた)も存在した。

(7) 先学では「夷爵」と呼称する場合もあるが、本稿では「蝦夷爵」で表記を統一する。

(8) 『延喜式』大藏省式賜蕃客例条、同式部省式上夷禄条(後掲する史料一・二)にあるように、保有する「蝦夷爵」に応じ、支給される禄やその数量が定められていた。

(9) 板橋源「蝦夷爵考」(『岩手大学文学部研究年報』第三卷、一九五一年)。

(10) 野村忠夫「律令勲位制の基本問題―その性格と機能とを中心に―」(同『律令官人制の研究』(吉川弘文館、一九六七年))。

(11) 高橋崇「古代国家とエミシ」(『古代文化』第三八卷第二号、一九八六年)。

(12) 平野卓治「日本古代における位階と「蝦夷」」(『国学院大学大学院紀要文学研究科』第一八輯、一九八七年)。

(13) 河原梓水「蝦夷・俘囚への叙位―蝦夷爵制の再検討を中心―」(『日本史研究』五八九号、二〇一一年)。

(14) 古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」(『川内古代史論集』第四号、一九八八年)、熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』第二号、一九九〇年)、鈴木拓也「律令国家と夷狄」(『岩波講座 日本歴史』第五卷(岩波書店、二〇一五年))。

(15) 前註12平野論文。

(16) 前註12平野論文。

(17) 「夷俘」については、「蝦夷」や「俘囚」のように、一つの身分としてとらえている研究も存在する。しかし古垣氏は「蝦夷」「俘囚」と異なり「夷俘」が姓名に冠されることが極めて少なく、しばしば「蝦夷・俘囚」に言い換えられているため、「夷俘」は「蝦夷」「俘囚」の総称であると主張した(前註14古垣論文)。本稿では古垣説に従って論を進めたい。

(18) 前註9板橋論文。ただし後半の指摘は、平野氏によって「律令位階の授与は必ずしも官職への登用と結び付かない点からも妥当なものとはいえない」と否定されている(前註12平野論文)。

(19) 前註10野村論文。

(20) 前註11高橋論文。

(21) 前註12平野論文。

(22) 前註13河原論文。

(23) 『類聚国史』巻一九〇承和二（八三五）年六月辛丑（二七日）条。この記事は第二章で検討する。

(24) 「蝦夷爵」を保有する「蝦夷」に文位を授けた事例については、表一と重複するため、表二からは省いた。なお河原氏は、『類聚国史』巻一九〇承和五年三月丙子（一九日）条で外従五位下を授けられた「勲六等夷守志為奈・深江枚子」も「蝦夷」の文位保持者としてあげている。おそらく「夷」の「守志為奈・深江枚子」と考えているのではないかと思われるが、通常、「夷」は位よりも先に記されることが多いので、「夷」（「蝦夷」）の守志為奈ではなく、夷守（ひなもり、あるいははびす）志為奈のように人名とするのが適切である。「類聚国史」の「俘囚」の項で取りあげられているので、「俘囚」であるのは間違いないと思われるが、以上のように考えたい。

(25) 前註14古垣論文。

(26) 例えば『類聚国史』巻一九〇大同二（八〇七）年三月丁酉（九日）条、『日本三代実録』貞観一五（八七三）年二月三日甲寅条、『類聚三代格』巻一八延喜五（九〇五）年六月二八日太政官符など。

(27) 「夷俘」の理解については前註17を参照されたい。

(28) 表三は「蝦夷」「俘囚」と史料上に明記されている者だけを抽出した。したがって、例えば吉弥侯部姓であったとしても「俘囚」の表記がない者は外した。ただし『類聚国史』巻一九〇風俗部「俘囚」にみられる者は史料上に「俘囚」となくとも採録した。

(29) 前註9板橋論文。

(30) 今泉隆雄「三人の蝦夷―阿弓流為と皆麻呂・真麻呂―」（同

『古代国家の東北辺境支配』（吉川弘文館、二〇一五年）、初出は一九九五年）。

(31) 「夷俘囚」「俘囚禄料稻」（『続日本後紀』承和四年七月丁卯（四日）条）ともよばれる出挙稻のことで、百姓へ強制的に貸与され、その返済の際の利息が俘囚の禄や食料の財源にあてられた。

(32) 『日本後紀』弘仁二（八一）年三月乙巳（一日）条。

(33) 『類聚国史』巻一九〇延暦一七（七九八）年六月己亥（二二日）条、同一九年三月己亥朔条。

(34) 『類聚国史』巻八三弘仁七年一〇月辛丑（一〇日）条。

(35) 『類聚三代格』巻一七延暦一七年四月一六日太政官符。

(36) 『日本後紀』弘仁四年二月戊申（二五日）条。

(37) 『日本後紀』弘仁五年二月癸卯朔条。

(38) 『類聚国史』巻一九〇延暦一七年六月己亥条。

(39) 『類聚国史』巻一九〇延暦一九年五月己未（二二日）条。

(40) 『類聚国史』巻一九〇弘仁一三年九月癸丑（二六日）条。

(41) 『養老令』戸令定部条。なお、元和古活字本『倭名類聚抄』によると、遠田郡は清水・余戸郷の二郷（ただし高山寺本『倭名類聚抄』には余戸郷の記載はない）から成っていた。

(42) 『養老令』職員令小郡条。

(43) 永田英明「城柵の設置と新たな蝦夷支配」（熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』（吉川弘文館、二〇一五年））。

(44) 『続日本紀』霊龜元（七一五）年一〇月丁丑（二九日）条、

同天平二（七三〇）年正月辛亥（二六日）条。

(45) 今泉隆雄「律令国家とエミシ」（前註30今泉論文所収著書、初出は一九九二年）。

(46) 『日本後紀』弘仁三年九月戊午（三日）条。

(47) 「上治郡」については、多賀城跡出土の漆紙文書に「此治城」

(コレハル(リ)と読み、伊治城と同じ城を指す)と書かれた

ものがあることから、『続日本紀』宝龜一一(七八〇)年三月

丁亥(二二日)条にみられる「上治郡」は「此治郡」(したがって

伊治郡と同じ郡を指す)の誤記であり、加えて、『続日本紀』

神護景雲元(七六七)年一月己巳(二三日)条に記載がある

「栗原郡」(クリハラ(ル)と読む)が「此治郡」の雅字による

郡名だったとする見解がある(伊藤循「上治郡」と蝦夷郡」(同

『古代天皇制と辺境』同成社、二〇一六年)、平川南「東北「海

道」の古代史」(岩波書店、二〇一二年)。その一方で、「上治

郡」は「栗原郡」とは別の服属蝦夷を編成した蝦夷郡だったと

する説もある(熊谷公男「陸奥国上治郡考」(『東北文化研究所

紀要』五〇号、二〇一八年)。本稿では後者の理解の方が妥当

性が高いと判断し、論を進めたい。

(48) 鬼頭清明「郷・村・集落」(『国立歴史民俗博物館研究報告』

二二号、一九八九年)。

(49) 前註45今泉論文。

(50) 前註45今泉論文。

(51) 『続日本紀』和銅三年四月辛丑(二二日)条。

(52) 『日本書紀』齊明天皇四(六五八)年七月甲申(四日)条。

この記事は、令制下で使用される「郡」「大領」といった言葉

があつて文飾が確認できるため、そのまま事実として受け入れ

るのは難しい。しかし『日本書紀』編纂段階で、郡を設置し郡

司を任命した時には戸口の調査を行うという認識があつたのは

間違いない。

(53) 『続日本紀』大宝二(七〇二)年八月丙申朔条。

(54) 前註11高橋論文、前註12平野論文。

(55) 平野卓治「律令位階制と「諸蕃」(林陸朗先生還暦記念会

編『日本古代の政治と制度』(続群書類従完成会、一九八五年)。

(56) 前註1拙著。

(宇部工業高等専門学校)